

ポイント

- 制度の適切な運用を図るため、特定産業分野ごとに分野所管省庁が協議会を設置する。
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発、地域ごとの人手不足の状況を把握しての必要な対応等を行う。

イメージ

特定技能外国人を受け入れる全ての受入れ機関は協議会の構成員になることが必要（注）

●●分野協議会（仮称）

分野所管省庁

受入れ機関

業界団体

その他

（任意で学識経験者等）

関係省庁
（法務省、警察庁、
外務省、厚生労働省）

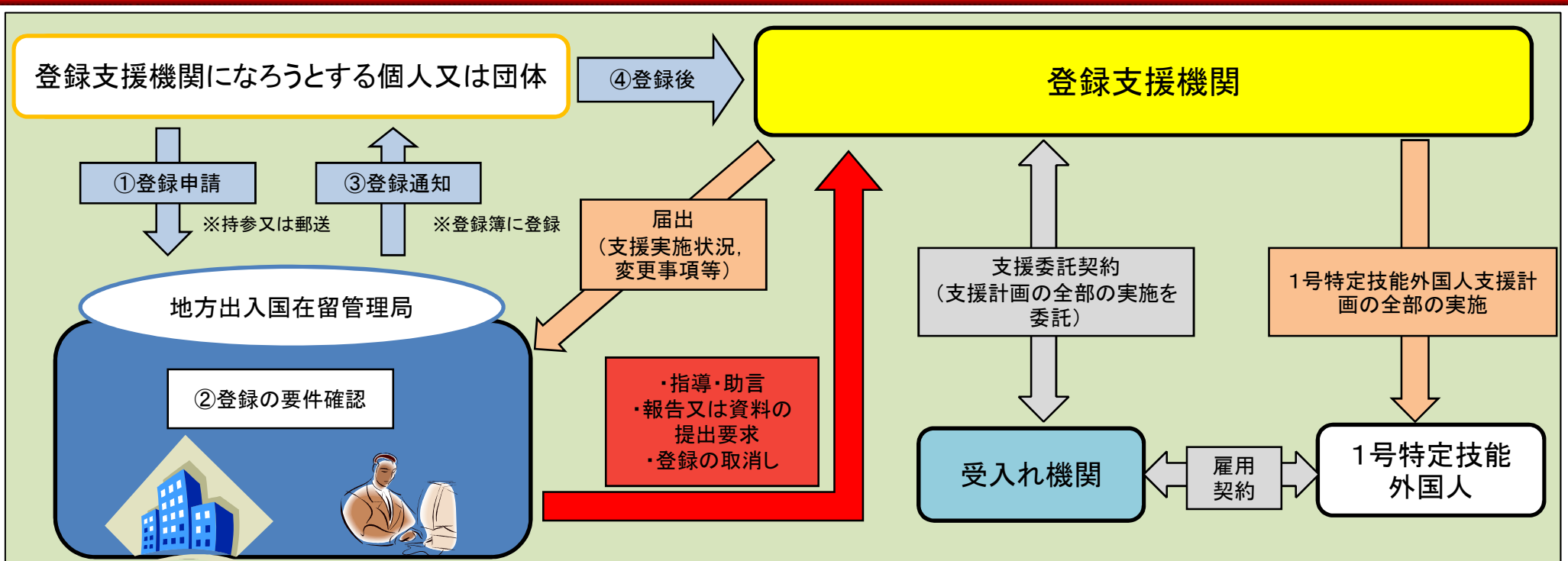
活動内容

- 特定技能外国人の受入に係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 人手不足状況、受入れ状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（特定地域への過度な集中が認められる場合の構成員に対する必要な要請等を含む）
- 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議等 等

（注）建設分野においては、受入れ機関は建設業者団体が共同で設置する法人に所属することが求められ、当該法人が協議会構成員となる。

7

新たな外国人材受入れ制度（登録支援機関用）



登録支援機関とは

- 登録支援機関は、受入れ機関との支援委託契約により、1号特定技能外国人支援計画に基づく支援の全部の実施を行う。
- 登録支援機関になるためには、出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要がある。
- 登録を受けた機関は、登録支援機関登録簿に登録され、出入国在留管理庁ホームページに掲載される。
- 登録の期間は5年間であり、更新が必要である。
- 登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、定期又は随時の各種届出を行う必要がある。

8

1 申請方法・書類等

申請先	地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。）
申請方法	持参又は郵送
申請書類	○登録支援機関登録申請書（様式は法務省ホームページ（注）に掲載予定） ○収入印紙（申請手数料） ○（個人の場合）住民票の写し 等 ○（法人の場合）登記事項証明書、定款又は寄付行為の写し、役員の住民票の写し 等 ※詳細は2019年3月中に法務省ホームページ（注）にて公表予定

（注）2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページに掲載

2 登録の要件

- 支援責任者及び1名以上の支援担当者（常勤）を選任していること
 - 以下のいずれかに該当すること
 - ・ 登録支援機関になろうとする個人又は団体が、2年以内に中長期在留者（就労資格に限る。）の受入れ実績があること
 - ・ 登録支援機関になろうとする個人又は団体が、2年以内に報酬を得る目的で、業として、外国人に関する各種相談業務に従事した経験を有すること
 - ・ 選任された支援担当者が、過去5年間に2年以上中長期在留者（就労資格に限る。）の生活相談業務に従事した経験を有すること
 - ・ 上記のほか、登録支援機関になろうとする個人又は団体が、これらと同程度に支援業務を適正に実施できると認められていること
 - 外国人が十分理解できる言語で情報提供等の支援を実施することができる体制を有していること
 - 1年以内に責めに帰すべき事由により特定技能外国人又は技能実習生の行方不明者を発生させていないこと
 - 支援の費用を直接又は間接的に外国人本人に負担させないこと
 - 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行っていないこと
- など

※中長期在留者とは、「短期滞在」等の在留資格を除く、中長期間在留する外国人をいい、在留カードを所持している者。

9

主な提出書類一覧（在留資格認定証明書交付申請時等）

	主な提出書類	特記事項
1	在留資格認定証明書交付申請書 / 在留資格変更許可申請書	法定様式を公表予定
2	特定技能所属機関の概要書	参考様式を公表予定
3	登記事項証明書（法人の場合） / 住民票の写し（個人事業主の場合）	
4	役員の住民票の写し（法人の場合）	
5	決算文書（損益計算書及び貸借対照表）の写し（直近2事業年度）	
6	特定技能所属機関に係る労働保険に関する資料	労働保険手続に係る保管文書の写し等
7	特定技能所属機関に係る社会保険に関する資料	社会保険手続に係る保管文書の写し等
8	特定技能所属機関に係る納税に関する資料	法人税、住民税の納税証明書等
9	特定技能雇用契約書及び雇用条件書の写し	参考様式を公表予定
10	特定技能雇用契約に関する重要事項説明書	参考様式を公表予定
11	特定技能外国人の報酬額が日本人が従事する場合の報酬額と同等以上であることの説明書	参考様式を公表予定
12	入国前に仲介業者等に支払った費用等を明らかにする文書	参考様式を公表予定
13	技能試験に係る合格証明書 / 技能検定3級等の実技試験合格証明書等	
14	日本語能力試験に係る合格証明書 / 技能検定3級等の実技試験合格証明書等	
15	特定技能外国人の健康診断書	参考様式を公表予定
16	支援計画書	参考様式を公表予定
17	支援委託契約書（登録支援機関に委託する場合）	参考様式を公表予定
18	支援責任者の履歴書、就任承諾書、支援業務に係る誓約書の写し（支援を自ら行う場合）	参考様式を公表予定
19	支援担当者の履歴書、就任承諾書、支援業務に係る誓約書の写し（支援を自ら行う場合）	参考様式を公表予定

※ 上記の書類のほか、申請内容に応じて書類の提出を求める場合がある。
※ 詳細は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載

主な提出書類一覧（登録支援機関の登録申請時）

	主な提出書類	特記事項
1	登録支援機関登録申請書	法定様式を公表予定
2	登記事項証明書（法人の場合）／住民票の写し（個人事業主の場合）	
3	定款又は寄付行為の写し（法人の場合）	
4	役員の住民票の写し（法人の場合）	
5	登録支援機関の概要書	参考様式を公表予定
6	登録に当たっての誓約書	参考様式を公表予定
7	支援責任者の履歴書，就任承諾書，支援業務に係る誓約書の写し	参考様式を公表予定
8	支援担当者の履歴書，就任承諾書，支援業務に係る誓約書の写し	参考様式を公表予定

- ※ 上記の書類のほか，申請内容に応じて書類の提出を求める場合がある。
 ※ 詳細は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は，新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載

11

届出・報告一覧（受入れ機関①）

	種別	様式	届出先	方法	期限	特記事項・留意点
1	随時	特定技能雇用契約に係る届出書	受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。）	持参又は郵送	事由発生後14日以内	・ 特定技能雇用契約を変更したとき，若しくは終了したとき，又は新たな契約を締結したときは届出が必要。 ・ なお，業務の内容，報酬の額その他の労働条件以外の変更であって，雇用契約に実質的な影響を与える変更以外の変更の場合，軽微な変更として届出は不要。 ・ 特定技能雇用契約を変更又は新たな契約を締結した場合は，雇用条件書を併せて添付すること。
2	随時	支援計画変更に係る届出書			事由発生後14日以内	・ 支援計画を変更したときは届出が必要。 ・ なお，支援の内容又は実施方法以外の変更であって，支援計画に実質的な影響を与える変更以外の変更の場合，軽微な変更として届出は不要。 ・ 支援責任者又は支援担当者の変更となった場合，変更後の一号特定技能外国人支援計画書のほか，新たな支援責任者又は支援担当者就任承諾書及び誓約書並びに履歴書を併せて添付すること。 ・ 支援の内容が変更となった場合，変更後の一号特定技能外国人支援計画書を併せて添付すること。
3	随時	支援委託契約に係る届出書			事由発生後14日以内	・ 支援委託契約を締結したとき，若しくは変更したとき，又は終了したときは届出が必要。 ・ なお，支援委託契約の内容の変更であって，当該契約に実質的な影響を与える変更以外の変更の場合，軽微な変更として届出は不要。 ・ 新たな支援委託契約を締結した場合又は支援委託契約を変更した場合，支援委託契約書を併せて添付すること。
4	随時	受入れ困難に係る届出書			事由発生後14日以内	・ 受入れ機関の経営上の都合や特定技能外国人の疾病等により受入れが困難となった場合は届出が必要。

※ 届出の詳細及び様式は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は，新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載

12

届出・報告一覧（受入れ機関②）

	種別	様式	届出先	方法	期限	該当事例・留意点
5	随時	出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為に係る届出書	受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。）	持参又は郵送	事由発生後14日以内	・ 特定技能外国人への暴行・脅迫、旅券又は在留カードの取上げ、労働関係法令違反などがあった場合は届出が必要。
6	定期（四半期ごと）	受入れ状況に係る届出書			翌四半期の初日から14日以内	・ 受け入れている特定技能外国人の数、特定技能外国人の身分事項（氏名、生年月日、性別、国籍等）活動日数、活動場所、業務内容等の事項について、四半期ごとに定期の届出が必要。
7	定期（四半期ごと）	支援実施状況に係る届出書			翌四半期の初日から14日以内	・ 1号特定技能外国人に対する支援の実施状況について、四半期ごとに定期の届出が必要（支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合を除く。）。 ・ 届出対象期間内に、支援対象者が存在しない場合であっても、その旨届出を行う必要あり。 ・ 支援計画に変更があった場合は、受入れ機関からの支援計画変更に係る届出も併せて行うこと。 ・ 非自発的離職者を発生させた場合は、受入れ機関からの受入れ困難に係る届出も併せて行うこと。
8	定期（四半期ごと）	活動状況に係る届出書			翌四半期の初日から14日以内	・ 特定技能外国人及び特定技能外国人と同一の業務に従事する日本人に対する報酬支払状況（特定技能外国人の報酬総額・内訳及び特定技能外国人の口座への払込みその他現実に支払われた額を含む。）等の事項について、四半期ごとに定期の届出が必要。 ・ 報酬の支払状況については、賃金台帳の写しや預金口座等への振込み又は現実に支払った額を証明する書類を併せて添付すること

※ 届出の詳細及び様式は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載

13

届出・報告一覧（登録支援機関）

	種別	様式	届出先	方法	期限	該当事例・留意点
1	随時	登録事項変更に係る届出書	登録支援機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。）	持参又は郵送	事由発生後14日以内	・ 登録事項のいずれかに変更があった場合、届出が必要。 ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名の変更があった場合、登記事項証明書（法人の場合）、住民票の写し（個人の場合）を添付すること。
2	随時	支援業務の休止又は廃止に係る届出書			事由発生後14日以内	・ 支援業務を休止し、又は廃止した場合、届出が必要。 ・ 支援業務の一部を休止又は廃止した場合、登録事項変更に係る届出も必要。
3	随時	支援業務の再開に係る届出書			再開予定日の1か月前	・ 支援業務の休止の届出を行った者が支援業務を再開する場合、届出が必要。 ・ 支援業務の休止理由が、支援業務を的確に遂行するために必要な体制が整備されていないためである場合、支援体制が確保されていることについての立証資料を添付すること。
4	定期（四半期ごと）	支援計画の実施状況に関する届出	受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。）		翌四半期の初日から14日以内	・ 特定技能所属機関から委託を受けた1号特定技能外国人支援計画の実施状況について、四半期ごとに定期の届出が必要。 ・ 届出対象期間内に支援対象者が存在しない場合であっても、その旨届出を行う必要あり。 ・ 支援計画に変更があった場合、受入れ機関からの支援計画変更に係る届出も必要。 ・ 非自発的離職者を発生させた場合、受入れ機関からの受入れ困難に係る届出も必要。

※ 届出の詳細及び様式は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載

14

【特例措置の概要】

「特定技能」の新設に伴い、当面の間、「特定技能1号」に変更予定の一定の外国人に「特定活動」(就労可)を付与

【特例措置の趣旨】

2019年4月1日に改正入管法が施行されるところ、「技能実習2号」修了者(建設特例・造船特例による「特定活動」で在留中の者も含む。)は、「特定技能1号」の技能試験・日本語試験の合格を免除されるため、登録支援機関の登録手続等の「特定技能1号」への変更準備に必要な期間の在留資格を措置する。

【特例措置の内容】

○ 対象者

「技能実習2号」で在留した経歴を有し、現に「技能実習2号」、「技能実習3号」、「特定活動」(外国人建設就労者又は造船就労者として活動している者)のいずれかにより在留中の外国人のうち、2019年9月末までに在留期間が満了する者

○ 許可する在留資格・在留期間: 「特定活動(就労可)」, 4月(原則として更新不可)

○ 許可するための要件(以下のいずれも満たすことが必要)

- ① 従前と同じ事業者で就労するために「特定技能1号」へ変更予定であること
- ② 従前と同じ事業者で従前の在留資格で従事した業務と同種の業務に従事する雇用契約が締結されていること
- ③ 従前の在留資格で在留中の報酬と同等額以上の報酬を受けること
- ④ 登録支援機関となる予定の機関の登録が未了であるなど、「特定技能1号」への移行に時間を要することに理由があること
- ⑤ 「技能実習2号」で1年10か月以上在留し、かつ、修得した技能の職種・作業が「特定技能1号」で従事する特定産業分野の業務区分の技能試験・日本語試験の合格免除に対応するものであること
- ⑥ 受入れ機関が、労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
- ⑦ 受入れ機関が、欠格事由(前科、暴力団関係、不正行為等)に該当しないこと
- ⑧ 受入れ機関又は支援委託予定先が、外国人が十分理解できる言語で支援を実施できること

【想定される手続の流れ】

2019年9月末までに従前の在留期間が満了予定

⇒ 就労継続を希望する場合、「特定活動」への変更許可申請(3月1日以降) ⇒ 4月1日以降、変更許可(在留期間4月)

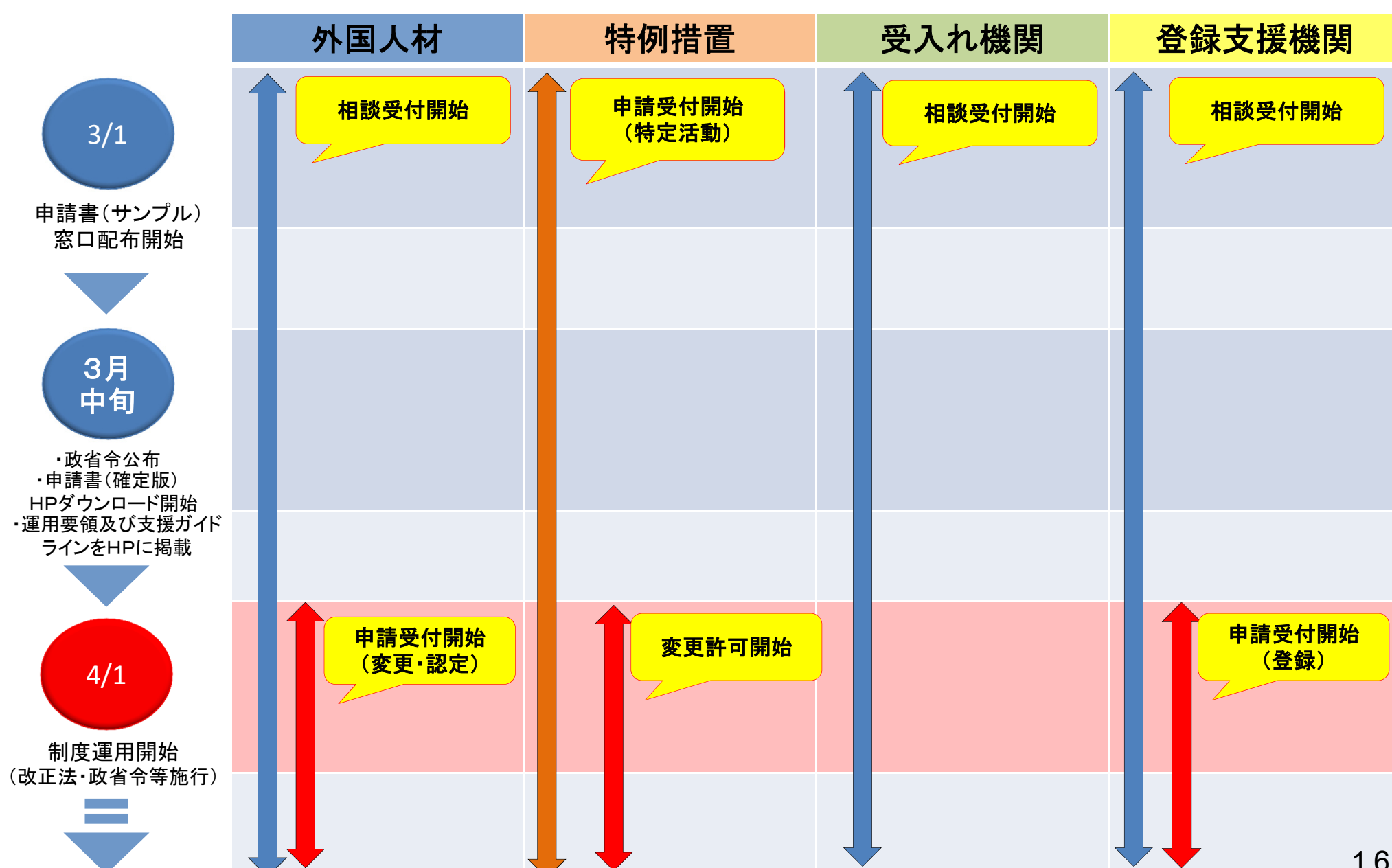
⇒ 準備でき次第、「特定活動」から、「特定技能1号」への変更許可申請

⇒ 所定の基準に適合すれば、「特定技能1号」への変更許可(※「特定活動」で在留した期間は、特定技能1号の上限5年に算入)

※ 2019年3月末までは、「特定活動(就労不可)」(4月)への在留資格変更が可能

15

新たな外国人材受入れ制度(スケジュール)



16

	技能実習（団体監理型）	特定技能（1号）
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、 技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし （介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり）	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 （技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除）
送出機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり （非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制）	なし
支援機関	なし	あり （個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁による登録制）
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし（介護分野、建設分野を除く）
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動（1号） 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動（2号、3号） （非専門的・技術的分野）	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 （専門的・技術的分野）
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

③

在留資格「特定技能」についての問合せ先（法務省）

（制度全般、入国・在留手続、登録支援機関等について）

官署名	住所	連絡先	官署名	住所	連絡先
入国管理局	東京都千代田区霞が関1-1-1 総務課広報係	TEL 03-3580-4111 （内線：2737）	大阪入国管理局	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53 総務課	06-4703-2100
札幌入国管理局	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 総務課	011-261-7502	神戸支局	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎 総務課	078-391-6377（代）
仙台入国管理局	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎 総務課	022-256-6076	広島入国管理局	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎 入国・在留審査部門 2019年4月以降 「就労・永住審査部門」	082-221-4412（代）
東京入国管理局	東京都港区港南5-5-30 総務課	03-5796-7250	高松入国管理局	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 総務課	087-822-5852
横浜支局	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7 総務課	045-769-1720	福岡入国管理局	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎 総務課	092-717-5420
名古屋入国管理局	愛知県名古屋市港区正保町5-18 （受入・共生関係） 総務課、【2019年4月以降】審査管理部門 （在留資格「特定技能」関係） 就労審査部門、【2019年4月以降】就労審査第二部門	総務課 052-559-2150（代） 審査管理部門 052-559-2112 就労審査部門 052-559-2114	那覇支局	沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 審査部門	098-832-4186

〔参考：法務省ホームページ「新たな外国人材受入れ（在留資格「特定技能」の創設等）」
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html

全国各地における一元的窓口の設置支援

- 地方公共団体による「多文化共生総合相談ワンストップセンター」の設置を支援（全国約100か所，11言語対応）【20億円】
- 一元的相談窓口・情報提供，通訳の配置，多言語翻訳アプリの活用
- 地域との交流の場や日本語学習の場としても活用
- ➡外国人が必要とする情報に的確に接することができる拠点

多言語音声翻訳システムの利用促進

- 多言語音声翻訳システムのプラットフォームを構築【8億円】
- 多言語音声翻訳システムの利用を促進
- ➡医療，事件・事故，教育等生活の様々な場面での多言語化を実現

地域の持続的発展につなげる取組の支援

- 地方創生推進交付金を活用し，地方公共団体による共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等に対する財政的支援
- 地方創生推進交付金を活用し，地方公共団体による特定技能外国人の受入れ環境整備・地域住民と外国人材の交流事業に対する財政的支援
- ➡新たな外国人材受入れに対する地域の受入れ環境整備等を支援し，地域の持続的発展につなげる

生活サービス環境の改善等

- 全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる医療体制の整備【17億円】
- 防災・気象情報の多言語化・普及（11言語対応），外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善
- 住宅確保のための環境整備・支援
- 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備
- 携帯電話の契約時の多言語対応の推進
- ➡生活サービスの改善を図る

日本語教育機関の質の向上・適正な管理

- 留学生受入れが可能な日本語教育機関を告示する基準を厳格化（出席率・不法残留者割合等の抹消基準厳格化，日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等）
- 日本語教育機関に対して定期的な点検・報告を義務付け
- 日本語能力に関する試験結果等の公表義務，情報開示の充実
- 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し，法務省の調査や外務省の査証審査に活用
- ➡日本語教育機関の質の向上・適正な管理を図る

日本語教育，外国人児童生徒の教育の充実・留学生の就職支援

- 生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開【6億円】
- 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援【3億円】
- 大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
- 文部科学省による大学等の就職促進のプログラムの認定等【6億円】
- 必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いを踏まえた多様な採用プロセス等の推進
- ➡我が国を深く理解してくれる貴重な人材に対する教育支援・幅広い活躍機会の提供

社会保険への加入促進等

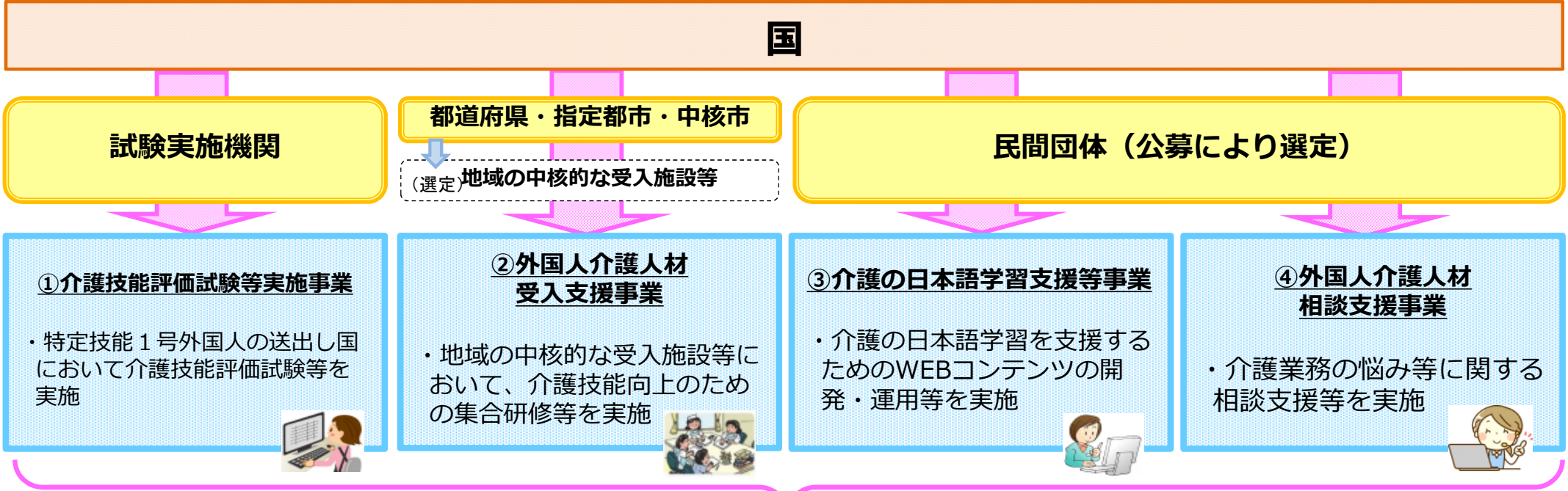
- 出入国在留管理庁が管理する出入国及び在留に関する情報を厚生労働省等に提供
- 厚生労働省等による情報を活用した加入指導等
- ➡受入れ機関及び外国人の社会保険への加入促進

悪質な仲介事業者・受入れ機関等の排除

- 二国間の政府間文書の作成とこれに基づく情報共有の実施
- 関係機関の連携強化と悪質仲介事業者の排除の徹底
- 悪質な受入れ機関等に対する厳正な対処
- ➡外国人が安心して生活・就労できる社会の実現

- 新たな在留資格「特定技能」の創設等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、以下のような取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。
- ① 介護分野における特定技能1号外国人の送出しを行う外国において、介護の技能水準を評価するための試験等を実施
 - ② 介護技能の向上のための研修等の実施に対する支援
 - ③ 介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進に対する支援
 - ④ 介護業務の悩み等に関する相談支援等を実施

【事業内容】



外国人介護人材が安心して日本の介護現場で就労・定着できる環境を整備

- 【補助率】 定額補助
- 【実施主体】 試験実施機関、都道府県（間接補助先：集合研修実施施設等） 等
- 【平成31年度予算額(案)】 （目）生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 909,968千円

平成31年度
予算(案)事業

新 外国人介護人材受入支援事業

本事業は、介護職種における技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人の介護技能を向上するための集合研修等を実施することにより、当該外国人介護人材が日本国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

事業内容（イメージ）

1. 集合研修の実施

- 都道府県、指定都市、中核市等が、技能実習生及び1号特定技能外国人を対象に集合研修を実施。
- 実施主体が作成する集合研修実施計画に基づき研修を実施する。当該計画には、研修内容、研修体制、研修成果の確認方法、研修期間、研修教材等を盛り込む。
- 研修内容は、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考える内容とする。例えば、「介護の基本」「コミュニケーション技術」「移動、食事、衣服の着脱、排泄及び入浴の介護」「文化の理解」「介護の日本語」「認知症の理解」などが考えられるが、実施主体のそれぞれの実情に応じて検討できる。なお、研修は座学のみならず演習を取り入れること。



2. キャリアアップ支援の実施

- 集合研修の受講者のうち、一定の介護技能及び日本語能力を有するなど特に優秀と認められる者に対して、介護職員としてさらなるステップアップを図るために必要な介護に関する研修費用を助成することができる。



実施主体	直接補助：都道府県、指定都市、中核市（民間団体へ委託可） 間接補助：都道府県等が適当と認める民間団体（集合研修を適切に実施することができる団体や受入れ施設等）
補助率	定額補助

事業名	概要	始期	平成30年度 予算額	平成31年 度予算案
定住外国人等のための 介護に関する日本語研修	※次頁参照	平成28年度	2,059千円	2,122千円
定住外国人等の受入準備 講座	介護事業所向けに外国人雇用等に関する 情報提供や事例紹介を実施	平成28年度	236千円	590千円
介護業雇用管理等相談援 助事業	アドバイザーの訪問や専門家の派遣によ り事業所を支援（H26～） ※多文化共生推進士 「多文化共生の視点に立って地域課題を解決し、地域活性化を 図る人材」として群馬大学が養成し、群馬県が認定する専門家	平成29年度から専 門家に多文化共生 推進士(※)を追加	4,093千円	4,169千円
介護人材参入促進事業 （進路選択学生等支援事業）	参入促進の取組を行う介護福祉士養成施 設への補助（H21～）	平成30年度から留 学生の日本語学習 に要する経費を補 助対象とした。	5,000千円	5,000千円
外国人向け介護の仕事 見学バスツアー	外国人（日本語学校の留学生、定住外国 人等）を対象として介護福祉士養成施設 及び介護施設見学バスツアーを実施	平成31年度 新規事業	－	525千円 (新規要求中)
（参考）外国人介護職員 就労状況調査	全介護事業所を対象として、外国人介護 職員の就労状況等を調査	平成28年度	－	－

【H30年度外国人介護職員就労状況調査より】 平成30年8月1日現在、回答数1,046事業所（回答率33.4%）

- ・外国人を雇用している事業所数：117
- ・外国人雇用人数：245人（フィリピン129人、インドネシア30人、ベトナム20人、ブラジル18人、中国12人、ペルー11人 ほか）
- ・外国人を雇用している事業所における外国人介護職員に対する印象
好意的に受け止めている利用者が多い：97.4% 好意的に受け止めている職員が多い：93.2%

定住外国人等のための介護に関する日本語研修について

群馬県では、平成28年度から地域医療総合確保基金を活用し、定住外国人等の方を対象として介護分野への新規参入・定着促進を図るため、「定住外国人等のための介護に関する日本語研修」を実施している。

（１）平成30年度予算額等

委託料2,059千円（プロポーザル方式により委託者を選定）

（２）コース内容・対象者

- ①入門コース（介護の仕事に必要な会話等を中心とした研修）
介護の仕事に興味のある定住外国人等
- ②介護記録コース（介護記録の書き方等を中心とした研修）
介護職として従事している定住外国人等

（３）平成30年度の開催概要

実施地域	実施曜日（実施回数）	コース名／実施時間	受講者数
太田市	毎週火曜日（全12回） 前期6回・後期6回	入門コース 9:10～12:10	19人（前・後期とも受講7人）
		介護記録コース 13:30～16:30	24人（前・後期とも受講6人）
伊勢崎市	毎週木曜日（全12回） 前期6回・後期6回	入門コース 9:00～12:00	16人（前・後期とも受講3人）
		介護記録コース 13:00～16:00	14人（前・後期とも受講4人）



【平成30年度前期受講者アンケート（回答者30名）より】

質問：日本語研修（教室での学習）はいかがでしたか？

- ①とてもよくわかった：27人（90.0%）
- ②少しわかった：1人（3.3%）
- ③あまりわからなかった：2人（6.7%）
- ④全然わからなかった：0人（0.0%）

【今後の課題等】

入門コースは介護の仕事の経験のない外国人を主な対象としており、介護分野への新規参入を目的として、研修中に「介護施設見学」や「福祉人材バンクへの登録説明」の時間を設けているが、実際の就労にどれだけ結びつけられるかが課題である。

現状・課題

- 在留資格「介護」の創設等に伴い外国人介護従事者の増加が見込まれているが、介護施設等における外国人受入れに必要な知識・ノウハウが不足
- 介護施設等が雇用している留学生等に対する指導体制が不十分
- 介護福祉士養成施設に通う経済的に困窮している留学生を支援する介護施設等への対応が必要

31年度実施事業

◇外国人受入れセミナー

【概要】

介護事業者の経営者等に対し、外国人受入れに必要な知識・ノウハウ等を提供するためのセミナー及び専門家による相談会を実施

【内容】

- セミナー
 - ・労働法・雇用関係法上のルール
 - ・外国人受入れ施設の事例紹介 等
- 専門家(弁護士・行政書士等)による相談会
- 詳細は「セミナー・研修検討委員会」で検討

【対象】

介護事業者の経営者等

【規模・時間】 150名程度×3回
各回 1日

◇外国人介護職員指導担当者研修

【概要】

外国人介護従事者の指導担当職員に対し、外国人指導のポイント、その他生活面での配慮等についての研修を実施し、介護施設等における指導体制の充実を支援

【内容】

- コミュニケーションの取り方の留意点
- 外国人指導の事例紹介 等
- 詳細は「セミナー・研修検討委員会」で検討

【対象】

外国人介護従事者を指導する職員

【規模・時間】 50名程度×2回
各回 4時間×2日

◇介護施設等による留学生受入れ支援

【概要】

介護福祉士養成施設に通う留学生をアルバイトとして雇用する介護施設等が留学生に対して奨学金等を給付する場合に、当該費用の一部を補助

【補助対象者】

都内で介護施設等を運営する事業者

【補助対象経費と上限額/年度】

学費600千円、居住費360千円
入学準備金200千円、就職準備金200千円
国家試験受験対策費40千円

【補助率】 都1/3 事業者2/3

【規模】 35施設 70人

セミナー・研修検討委員会

【概要】 外国人受入れセミナー及び外国人介護職員指導担当者研修の円滑な実施について、必要な内容を検討

【検討事項】 カリキュラム、使用する教材・資料、講師、事業者への広報、翌年度に向けた見直し 等

【実施回数】 4回

【委員】 学識経験者、弁護士、介護保険施設、東京都介護福祉士会、介護福祉士養成施設協会 等

外国人介護職員との協働に向けた教育マネジメント支援

○ふじのくに外国人介護人材受入れ準備セミナー

- ・介護事業所を対象に、外国人介護職員を受け入れるための制度や支援環境の理解など、受入れに資する情報などを提供することで、受入施設担当者の資質向上を図るとともに、外国人介護職員の就業促進及び質の向上を図るセミナーを平成27年度から開催 ⇒外国人介護人材と協働していくための方法を共有

○平成30年度開催概要

- ・受講対象 外国人介護職員を受け入れている（受入れを検討している）施設の研修担当者
- ・開催地・定員等 県内東部・中部・西部（各回定員50人 開催時間 午後1時～5時30分）
- ・セミナーの構成

講義	・受入れに係る制度の現状、介護事業所の取組等 講師 一般社団法人グローバル人材サポート浜松 代表理事 堀 永乃 氏 社会福祉法人聖隷福祉事業団 常務執行役員 鎌田 裕子 氏
講義	・介護事業所における受入れ準備（学習／生活面の留意点など） 講師 社会福祉法人聖隷福祉事業団 法人本部人事企画部職員
事例紹介	・受入れ施設担当者による報告／外国人介護職員の体験談

○セミナー参加者の感想

- ・介護分野の外国人人材の活用という視点だけでなく、これまでの施策の流れや現状が、よく分かった。
- ・外国人介護人材の特徴と対応が分かった。
- ・介護現場の生の声や担当者の御苦労が聞けて参考となった。
- ・日本人職員の人材育成同様、目標を立てて進めたい。

○実績（平成29年度）・効果

- ・参加者数48人 平均評価4.37（5段階評価アンケート）
- ・外国人介護職員の雇用に前向きな介護事業所が年々増加
＊県就業状況調査 H28:741箇所、H29:818箇所、H30:912箇所

○今後の課題

- ・外国人介護人材入れの枠組が多様化
- ・受入れ要件の見直し等、取り巻く環境が変化
⇒介護事業所が受入れを前向きに検討できるよう適切に情報を提供し、支援していくのが課題

【事業概要】

岐阜県内の在留外国人を対象として、介護に係る日本語、知識、技術等の習得に向けた、初任者研修修了レベルまでの研修を実施する。

【事業内容(平成30年度実施状況)】

- 1. 受講対象者
 - ・岐阜県内に在住の外国人の方(原則) ・日本で介護職員を目指している方
 - ・日本語による講義で修学できる方
- 2. 研修期間
 - ・9月～12月の土日開催 ※開催日により開講時間は異なる(6～8時間程度／日)
- 3. 事業実施方法
 - ・岐阜県から中部学院大学(学校法人岐阜済美学院)への業務委託
 - ・講義では、ふりがなを付したテキストを使用、講義は日本語で実施
- 4. 受講者
 - ・申込20名、当初受講15名、全講義修了者12名、初任者研修試験合格者11名

【受講者の声】

- ①参加動機
 - ・資格取得することで自信をもって介護ができると思った
 - ・昔から興味はあったができなかった
 - ・介護のことを知りたい、もっと勉強したい
- ②受講感想
 - ・テキストは難しいが、先生の分かりやすい講義でとてもよかった
 - ・言葉が難しく理解しにくい部分もあったが、理解を深めることができた

【事業実績】

初任者研修合格者は11名
内、5名は受講前から介護に従事し、継続して就業
内、1名は受講期間中に受講者とのつながりで介護に就業
介護に就業していない受講者に対しては就業に向けた支援を県社協、ハローワーク等と連携しながら実施

【今後の課題等】

介護分野に就業していない受講者を、介護分野への就業につなげていく施策の充実

外国人介護職員養成事業

趣旨

地域における多様な人材の介護分野への参入促進、育成、定着を図るため、県内の外国人(永住者、定住者等)を対象とした介護職員初任者研修を実施するとともに、介護職場への就労を支援する。

事業概要

- 事業内容
 - ①外国人を対象とした介護職員初任者研修の実施(日本語能力等に配慮した教材や指導方法の工夫)
 - ②コーディネーターによる就労支援
- 対象者
 - 県内在住の定住外国人20名×2か所
 - ※面接により日本語能力、就労意欲等を確認して受講を決定
- 委託先
 - (特非)街かどケア滋賀ネット(湖南地域)、(福)長浜市社会福祉協議会(湖北地域)

受講者・関係者の感想

- 家族を養うため景気変動に左右されない仕事として介護を選んだ。
- 研修を受けた仲間と共に介護の仕事に就けることを嬉しく思う。
- 研修修了者として自信を持って介護の仕事を頑張りたい。
- 就労後の支援も検討いただきたい。
- 事業を継続することにより徐々に関係者への周知が広がっている。

実績

	受講者	修了者	介護等就労
平成27年度	14名	14名	8名
平成28年度	9名	9名	4名
平成29年度	20名	20名	4名
平成30年度	27名	24名	

※介護等就労の人数は、変動する場合がある。

今後の課題

- 外国人雇用に関心を持つ事業所の掘り起こしとマッチング
- 就労後の継続的な支援

趣 旨

平成29年11月から外国人技能実習制度に、介護職が対象となったことを踏まえ、県内の福祉施設での外国人技能実習生の受入が円滑で効果的なものとなるよう、兵庫県社会福祉協議会が監理団体の運営に要する経費を神戸市とともに補助。（H30：10,726千円、H31：7,693千円）
【実施主体】兵庫県社会福祉協議会

事業の進め方

- 1 送出機関の選定
県社協の会員である社会福祉施設等の意見も聞きながら、現地視察も踏まえ送出機関を選定。
- 2 実習生の受け入れ
受入初年度（2019年度）は、先駆的に外国人介護者の受け入れを行っている特別養護老人ホーム等（5か所（15人）程度）で、モデル的に実施。
- 3 効果的な受入れの検討
監理団体と実習実施施設とが一体となって、講習内容、経費負担、実習生のフォローアップ等、技能実習生の効果的な受入れを検討。
- 4 2020年度以降の取り組み
順次、受け入れのノウハウの蓄積と普及を図りつつ、受入施設数や実習生の数を増やしていく。

実施状況及び今後のスケジュール（案）

	内 容	時 期
監理団体 設立	①現地視察（ベトナム）	2018年6月
	②送出し機関の選定・契約締結	9月
	③監理団体許可申請	10月
	④監理団体許可	2019年2月
実習生 受け入れ 準備	⑤技能実習生の選考・決定（ベトナム）	3月
	⑥技能実習計画の認定	7月～8月
	⑦在留資格認定証明書の取得	9月～10月
受け入れ 開始後	⑧技能実習生の入国	10月
	⑨入国後講習の実施	10月～11月
	⑩施設での技能実習開始	12月

課 題 等

- 1 施設側の受入費用
介護技能実習生の受入には、報酬とは別に監理費（初期費用、各月監理費）、や日本語・介護技術研修が必要など受入施設の負担が大きい。
- 2 相談・情報提供体制の整備
介護現場では、高齢者の安全や生活の質への配慮が求められる中で、実習生が安心して実習を実施するため、相談体制の整備が必要。

対 応 等

- 1 監理団体への支援、介護研修及び日本語研修の実施
引き続き監理団体の運営経費を支援するとともに、日本語学習及び介護技術研修等を実施し受入施設の負担を軽減。
- 2 専門相談員の設置
技能実習生の仕事や日常生活の多様な相談に応じるため、ひょうご外国人介護実習支援センターに専門相談員を配置。

介護福祉士を目指す留学生受入支援事業について

H30年度予算額：9,653千円
（地域医療介護総合確保基金）

熊本県
作成資料

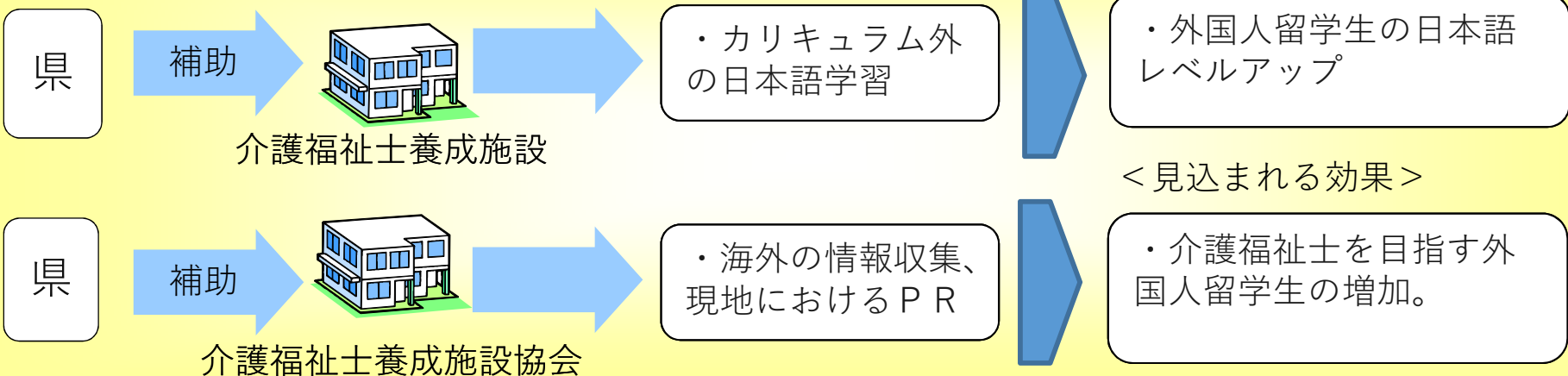
事業の目的

○介護福祉士を目指す外国人留学生が、国家試験に合格し、将来にわたり介護福祉士として活躍するため、日本語の学習支援を行う。
また、外国人留学生を増やす施策として、海外に向け積極的なPRを行う。

事業内容

- 介護福祉士養成施設の留学生に対する日本語学習支援に対する助成
- 留学生を呼び込むための海外に向けたPR経費（渡航費、動画作成費等）に対する助成

事業スキーム



当事者（参加者など）声、感想、意見
現地PRは、県、養成施設、介護事業所、関係団体の4者で連携して実施した。これにより、留学生受入のための学習環境や生活環境をトータルで支援する体制が構築できた。また、生活環境や学習環境等PR動画を用いて紹介したことで、現地の反応も良かった。課題としては、介護の概念がない国において、介護職のイメージを伝えることが難しく、介護に興味を持ってもらえるようなPRの方法やアプローチを考える必要がある。